

政令第三十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十七号中トをチとし、ニからへまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 「（ニ―カルボキシラトフェニル）チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）〇・一

%以下を含有する製剤

第一条第十九号の二ただし書中「〇・五%」を「一・五%」に改める。

第二条第一項中第二十二号の四を第二十二号の五とし、第二十二号の三を第二十二号の四とし、第二十二号の二を第二十二号の三とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 「（ニ―カルボキシラトフェニル）チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）

〇・一%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(186)を(187)とし、(110)から(185)までを(111)から(186)までとし、(109)の次に次のように加える。

(110) 一・二―ジ(二―〔四―〔二―(二―メチルプロポキシ)カルボニル―二―シアノエテニル〕フェ

ニルチオ〕エトキシ)エタン及びこれを含む製剤

第二条第一項第七十一号の四中「〇・五%」を「一・五%」に改め、同項中第百号の十九を第百号の二十とし、第百号の八から第百号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第百号の七の次に次の一号を加える。

百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含む製剤。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸五%以下を含有するものを除く。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第百号の八に掲げる物の製造業、輸

入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日まで
は、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第
二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号
の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次
条において同じ。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十
二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続き
その表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。